

第4章 島根原子力発電所安全協定締結経過及び新燃料輸送計画

1. 島根原子力発電所に関する安全協定の申し入れと確認事項

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書・甲乙の確認事項

前文関係

1. 甲の解釈について

県は、地方自治法第2条および第5条にいう市町村を包括する広域の地方公共団体であるので、本来甲は県のみで事がたりるものと解されるが鹿島町は直接原子力発電所を立地する立場におかれているので、地区住民の感情や町からの要望を受け入れ甲に加えるものである。

したがって協定当事者以外についても当然安全確保等についても乙に義務を課したものである。

2. 「周辺地域住民」の周辺地域の範囲について

鹿島町を中心に周辺何市町村とか周辺何キロメートルというように特に範囲を固定していないが狭いよりも広い範囲が好ましいので島根県内全部と解してもよい。

3. 安全確保と安全確認のちがいについて

確認とは、「はっきり認める、とかたしかめる。」の意味であるが、確保については「しっかり手もとに持つとかたもつの意味」であり、その用語の意味にきびしさが感じられ、他県の例より前進したものと解する。

4. 安全確保等の「等」について

第1条の「温排水等」にいう、定期検査等ででてくるサビその他による色度および汚濁水等のことをいう。

第1条関係

1. 保守運営について

発電所の運転はもとより、定期検査、放射性廃棄物の処理など、発電所の営業活動に関する一切のことをいう。

2. 放射性物質とは

放射線を放出する物質（*₁ストロンチウム90、*₂セシウム137、*₃プルトニウム239等）をいう。

3. 周辺環境の保護とは

*1 元素記号はSr。ほとんどが過去の核実験における放射性降下物の残留物で、水中や化合物のイオンとして存在する。

*2 ウランの代表的な核分裂精製物質。核実験による死の灰、原発事故の「放射能の雨」等の放射性降下物として問題になる。

*3 放射性（α線）がある。原子炉の中でウラン235が中性子を吸収しベータ崩壊して生産される。

温排水その他の排水によって周辺の環境がおかされないことをいうものであり、具体的には近くには、国立公園や、県立公園がひかえているので海水の汚染や、海岸美が失われないよう自然を保護することの意味である。

第3条関係

甲乙会議のうえ公表する、とは

この協定は、中電側に一方的に義務づけをしたものであるが、公表にあたっては、ことがらが重大であるので、いたずらに地域住民の人心に不安を与えないよう協議のうえ公表する。

技術会での放射能測定は、甲・乙がそれぞれ実施するものであり、測定値に相当の差異が生じた場合（実際に放射能が高くなった場合または、測定機器の故障等が想定される。）は、協議（合意または意見の一致）が整わない場合があるが、この場合は、技術会規定第3条第2項の規定による専門機関等の意見を求めて、公表することとなる。

第4条関係

1. 発電所の増設とは、

同一敷地内にさらにもう一基設置することであり、2号炉の建設を意味するものである。

2. 既存の設備の出力増加とは、

放射能をともなう発電機能の増大をいう。

3. 事前に甲の了解を得るとは、

着工前ということであるが、具体的には、少なくとも、建設計画に対して甲が意見を付した場合に、その意見が計画のなかに十分そん酌される期間をいうものでありまた住民にもその状態がわかるような時間的余裕をもつものである。

第5条関係

1. 新燃料とは、

原子炉に燃料として使用する前の金属のことをいう。具体的には、原子炉内で核分裂を起こす段階までの燃料をいう。

2. 使用済燃料とは、

原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた、核燃料物資をいう。

3. 放射性廃棄物とは、

核燃料物質および核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするものをいう。

第6条関係

1. 「発電所の運転状況」とは、運転中の原子炉施設の発電状況ほか、運転に伴って発生する放射性廃棄物の処理状況及び、温排水等の排出状況を含むものである。
2. 「環境放射能の測定結果」については甲、乙は技術会において策定した測定計画に基づいて、それぞれ環境放射能を測定し4半期ごとに技術会において取りまとめたものを発表することとなる。

第7条関係

1. 「原子炉施設の軽微な故障」とは原子炉の運転に影響を与えない程度の故障をいう。国において「軽微」の取扱に対する指針決定後、内容を検討のうえ対処する。
2. 「核燃料物質」とは、核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和32年政令第325号）第1条によれば
 - (1) ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物
 - (2) ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物
 - (3) トリウム及びその化合物
 - (4) 前3号の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの。
 - (5) ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物
 - (6) プルトニウム及びその化合物
 - (7) ウラン233及びその化合物
 - (8) 前3号の物質の1又は2以上を含む物質であるが中国電力株式会社島根原子力発電所の核燃料として使用されるのはウラン235の化合物である。
3. 「特別の措置」とは、医療行為その他放射能の被曝に対する措置を行なうことをいう。
4. 「管理区域」とは、原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第1条第5号によれば、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線の放射線量が科学技術庁長官（以下「長官」という。）の定める放射線量をこえ、空气中若しくは水中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。）の濃度が長官の定める濃度をこえ、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が長官の定める密度をこえるおそれがあるものをいい、同規則第15条の規定により原子炉設置者はこの管理区域を設定しなければならない。
5. 「緊急事態」とは、天災、その他航空機の落下等により核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生したことをいう。

第8条関係

1. 「異常が生じる等特に必要と認める場合」とは、周辺地域住民の安全確保等の見地から環境放射能及び温排水等に関する測定及び調査結果について異常を認めた場合等においてその原因を解明

しあるいはとるべき措置を検討するために発電所に立ち入り、調査することが必要であると認める場合をいう。

2. 「立入調査」とは、発電所に立ち入り、帳簿、書類、原子炉施設、その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することをいう。

第9条関係

「適切な措置」とは周辺地域住民の安全確保等のため最も適当な処置をいうのであり、例えば運転方法の改善、原子炉施設の改良、使用済燃料の貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の改善、あるいは最も内容の厳しいものとしては運転の中止が考えられる。

第13条関係

「乙は誠意をもって補償に当たるものとする」とは補償問題が発生した際における中国電力株式会社側の姿勢を単に訓示しただけではなく、乙に必ず誠意をもって補償すべきことを義務づけているものである。

県は、安全協定締結にあたり素案段階で、条文解釈上相互に誤りがないよう「確認事項」を作成し関係者と協議に入った。

この協定は、地域住民の要望に応えるべき内容を盛り込み、島根県議会の同意を得たうえで発効させることとした。

2. 安全協定締結理由と協議状況

原子力発電施設の安全性確保については、関係法令により、国の責任において規制措置が講じられているが、地方公共団体は、地域住民のくらしと健康を守るため、安全性の確保という立場から、現行法令を補完するため企業との間に、安全確保に関する協定を締結することにしたものである。

鹿島町との協議

1回（S46.12.14）～6回（S47. 3.14）

中国電力との協議

1回（S47. 1.26）～6回（S47. 3.10）

科学技術庁との協議

1回（S47. 2.17）～3回（S47. 3. 3）

このほか、安全協定締結問題については、昭和44年12月8日以降4回にわたり、放射能の環境問題と併せて、その考え方に付いて検討している。またこれらの事項に付いては、科学技術庁とその都度協議を重ねてきた。

3. 県議会の状況

昭和47年3月6日、全員協議会において、伊達慎一郎知事が次の挨拶を行った。

八東郡鹿島町に建設中の中国電力株式会社、島根原子力発電所の運転開始に備え、地域住民の安全確保に関します協定につきましては、3月6日本会議におきましてその経緯をご説明申し上げたところでありますがその後、更に、中国電力株式会社と交渉を継続致しました結果、その意見の一致を見ましたので、本日議員各位のご了承を賜り、協定締結の運びと致したいと存ずるものであります。本協定案につきまして私と致しましては、1つには、常に住民の立場に立つての安全確保と、2つには、環境放射能の汚染予防と温排水等による環境の保護を基本方針として交渉いたしました結果、本日お手元にお配り致しました協

定案文となったのでありまして、私と致しましては、この基本的な考え方は十分貫かれたものと確信致しているところであり、幸い、この協定書案について議員各位のご了承が得られますれば、この協定書に盛り込まれました各事項について、中国電力株式会社としても誠意をもって対処せられるものと確信致しているところであります。

協定書案の内容につきましては、関係部長、次長から詳細ご説明申し上げますので、何卒慎重にご審議を賜わり、ご了承いただきますようお願い申し上げます。以下略

県議会における状況を、日程によって記述する。

本 会 議

昭和47年3月6日

質問（大谷久満議員）

島根原子力発電所についてお伺いいたします。昭和41年島根県が中心となって鹿島町に誘致した、中国電力の島根原子力発電所は来年秋完成の予定であります。昨年6月定例会においては山崎、長谷川両議員が質問されております。日本社会党は従来から自主、民主、公開の原子力三原則が厳守され、安全性確立を徹底して行うことを前提に原子力エネルギー平和利用を進めそのため研究開発を強力に行うべきことを主張してきま



島根県議会本会議場

した。しかし近年の現状は安全性に関して重大な問題があり、民主、公開の原則においても企業の秘密として全く形骸化され、その前提に反する状態になっているといわれます。

最近になり緊急冷却装置が、当初の能力を発揮できなかったという実験結果や、政府や電力会社の予想を越える環境汚染問題がアメリカにおいてははっきりしております。日本の原子力発電がほとんどアメリカに依存している事実からみれば、現在このような状態の中で原子力発電所設置が進められると、国民の健康に重大な害を与えることは避けられないという、きわめて深刻な事態に立ち至っているといえます。

日本社会党は早急に対策を講じる必要があるという観点に立って、昨年6月政府に申し入れを行い原子力発電所の新增設の中断、運転中の発電所の操業の引き下げを行うべきことを要求したのであります。住民の安全を保障し不安を解消するため、県は住民側に立って次の事項を明確にし必ず実行しなければならないと思います。

- 1 中国電力との協定は県、鹿島町に松江市を加え、平和利用三原則を完全に履行し、必ず住民サイドの立ち入り調査を含めること。
- 2 県は住民の立場に立った安全確保対策を確立し、専門技術員を加えた安全保障体制を県民の前に明示すべきであります。
- 3 使用済み燃料の処理について詳細に県民に明示されるべきであります。1トンにつき10キロ強のプルトニウム239、これは*4長崎型原爆の材料になります。
- 4 固形廃棄物をはじめ放射能汚物の処理方法を具体的にお示し願いたい。東海村でも運搬中の汚染、被爆が問題になっております。
- 5 モニタリングポストを県、鹿島町、松江市などに自治体独自のものを公開の原則に立って設置すべきでありますし、場所の選定については住民要求を取り入れるべきであります。
- 6 第2号炉の建設を拒否すべきであります。中

国電力は70万キロワットの第2号炉を計画中といわれます。アメリカでは出力100万キロワットの場合は21キロ以内に人口2万5000人の都市があつてはならないとなっております。島根原発の場合は1号炉を含めて110万キロワットで5キロ以内に人口1万人の鹿島町、10キロ以内に人口12万の松江市があります。

- 7 県は住民サイドで県民の暮らしと健康を守る立場に立って、あくまで平和利用三原則を企業に守らせ、それを保障しない限り中電との協定化、試運転を含めて運転許可をしないことが必要であります。

以上について明快な答弁をお願いいたします。

答弁（伊達知事）

答弁を漏らしておりました失礼いたしました。

島根原子力発電所の問題につきまして、いろいろな角度から御質問がございましたが、八束郡鹿島町に建設中の中国電力の島根原子力発電所の建設工事は順調に進んでおるようでございます。予定どおり昭和48年11月から営業運転開始の運びとなる見込みでございます。県といたしましてはかねてこの発電所の営業運転開始に備えまして、安全協定を中国電力株式会社との間に結ぶために、交渉を継続してまいっておったのでございますが、部分的になお検討、協議を要するものが残されております。ただこの交渉の相手方でございますが、県と鹿島町とそして相手は中国電力でありまして、松江市は入っておりません。県といたしまして、この安全協定交渉にあたっての基本的態度といたしましては、まず第1に常に住民の立場に立っての安全性確保をはかること、第2が原子力発電所の安全性については法律等できびしく規制されているものの、環境放射能や、その他周辺環境の安全については、関係住民の不安を解消すること、第3番目がこの協定は住民の安全性に重要な関連をもつものであるだけに、協定案文について県議会の御承認を得る必要があること

*4 長崎型原爆ファットマンは、核物質プルトニウム239を用いた爆縮型原子爆弾で、TNTに換算して22キロトンの破壊力を持つ。

——以上の3点でありまして、この基本的立場はあくまでも貫く所存で交渉にあたっている次第でございます。したがって今議会中に中国電力株式会社との間に意見の一致をみますれば、直ちに議会におはかりする所存でございます。なお協定内容についてのいろいろ御質疑がございましたが、これらについては関係部長から答弁いただきます。

（福田真理夫君「2号炉の建設についてはどうなんだ」と言う）

2号炉の建設については、この問題につきましてはですね、初め……（「違う人の質問じゃないか、違う人の質問だ」「答弁漏れだ、答弁漏れだ」「答弁する必要はない」等々いう者あり）

この問題につきましては、2号炉の問題については、これが鹿島町に中国電力株式会社が初めて鹿島町に原子力発電所を設置する際には、将来2号炉の建設も予定しておるということをお聞きしたのでございますが、現在のところこれについて、私は何ら正式には聞いておりません。

答弁（海老原厚生部長）

原子力発電所関係、私のほうからお答えを申し上げます。

第1点は、今回結ばれます予定になっております協定の立ち入り調査の件と思えます。

今回中国電力と結ぶ予定になっております安全協定につきましては、考えております内容は13項目の予定でございます。その第8番目にこの立ち入り調査という項目を入れてございます。立ち入り調査ということを入れて結ぶというお話でございました。確かに入れて結ぶ予定でございます。

2番目が安全対策の確認、さらにその専門的技術員の問題というようなことと思えますが、県では安全対策の確認に對しましては厚生部で所管をいたしております。その安全確認の技術的な業務は県衛生研究所におきまして、所長をチーフといたしまして放射能関係技術者3名を充當いたして

おります。これから来たるべき運転開始に備えまして、安全確認体制を強化するため近く1名の技術者を増員する計画でございます。さらにただいま御審議をいただいております新年度の予算におきまして測定器械を充実いたしますために1,500万円を計上いたしておるところでございます。

次に使用済み燃料のこの行方等をはっきり明示をすべきであるという御趣旨と存じます。原子炉でもって発電に使用しました使用済み燃料、これは御指摘のとおり確かにプルトニウム239が一ぱい含まれておるわけでございます。この取り扱いにつきましては核原料物質及び原子炉の規制に関する法律によりまして、一連の規制が行われておるわけでございます。さらに^{*5}国際原子力委員会等の相当きびしい監査も行われておるわけでございます。原爆の燃料となる、もととなるプルトニウムがどこかにいつってしまったというようなことは起こらないはずでございます。これらの鹿島の発電所におきます使用済み燃料の処理につきましては、中国電力といたしましては海上輸送して東海村に明後49年に完成をする予定になっております^{*6}再処理工場でもって処理をするというような計画のようでございます。詳細な輸送計画等はまだ決定してございませんが、いずれにいたしましても、県のほうに事前に連絡を行うようにこの安全協定を結ぶ所存でございます。

その監視体制等につきましては各県の原案等も検討いたしまして、住民に不安を与えないように措置をしていきたいというふう存じております。

次が放射性廃棄物でもって固形の廃棄物の処理方法がまだはっきりきまっていらないかということと思えます。御指摘と思えますが、原子力発電所におきますこの固形の廃棄物、これは原子炉のいわゆる減速材それと冷却材をかねております純水——普通の水でございます。これの浄水化に使用しますイオン交換樹脂、これがその主体を占めるのではないかと思います。これにつきましてはちゃんと遮蔽をされました場所に保存しておく

*5 国連傘下の自治機関。原子力の平和利用の促進、原子力の軍事利用の防止を目的とする。略称はIAEA。

*6 使用済み核燃料の中からウラン、プルトニウムを取り出す施設。

ことによりまして、ある一定の時間がたちますというところに帯びておる放射能というのは減ってまいりますので相当な許容量があると思われまします。その処置につきましては原子力研究所とタイアップをいたしまして放射性同位元素協会というのが全国一律で行われておるはずでございます。焼却等につきましては茨城県の東海村の日本原子力研究所の中で行っておるはずでございます。投棄等につきましては核燃料物質の使用等に関する規則によりましてこの放射性廃棄物を投棄する場合には、2000メートル以上深い海域でなくてはならないというような規則がございまして、これにつきましてはただいま御指摘のようにそれではなおかつ不十分であろうということで、*7国際放射線防護委員会等で検討中でございます。いずれ結論が出てくると思いますので、その線に従って処理をされるものというふうに存じております。

次にいわゆるこのモニタリングポストがまだ不十分ではないかという御指摘でございます。現在本県におきましてモニタリングポストといたしましては衛生研究所に設置をいたしております。数といたしまして満足すべき数とは思えぬわけでございますが、そのほかに定期的に場所をきめて測定をいたしておりますほか、いわゆる*8ガラス線量計というものを8カ所ほど昨年の秋から常置をいたしまして、蓄積線量の測定をすでに開始をいたしておるわけでございます。それらの結果を総合判断いたしまして万全を期していきたいというふうに存じております。

次に平和利用の三原則について、それを重視せよという御趣旨と存じます。これは仰せのごとく原子力基本法の第2条に基本方針としてそれがうたわれておるわけでございます。この原子力基本法の第2条の趣旨にのっとり私ども進めていきたいというふうに存じております。

昭和47年3月7日 質問（長谷川仁議員）

次に私は原子力発電所の安全協定について質問をいたします。いま島根県と中国電力株式会社との間に島根県原子力発電所の安全に関する協定を締結する交渉が進められておりますけれども、この交渉内容は公表されておられませんので住民は疑問を持っているのであります。昨年6月、アメリカでは原子力発電所の運転に伴う環境汚染を防ぐために、環境基準をきびしく大幅な改正を行っております。たとえば原発運転に伴う周辺住民の放射線被曝の制限値を、いままでより一挙に100分の1にきびしくしております。軽水型原子炉の欠陥問題は、これまで多くの科学者から指摘されていまして、多くの事故も起こしております。今度鹿島町に建設中の島根原発はこの軽水型原子炉でありまして、日立製作所が日本で初めてつくる国産第1号であります。したがって、いまだ実験され、ためされたものではなくて、実験台の第1号になるわけであります。

したがってどこに不備があるかわからないという不安がつるのは当然であります。ここに安全協定に万全を期さなければならぬ、より必然性があると思うのであります。

一昨日、松江市矢田町の国道9号線で、朝7時半ごろ、スリップのために大型トラックがバスと衝突する三重事故の交通事故がございました。大型トラックは道路上に横になり、1時間半にわたり道路が遮断され、そのうえ午後2時半頃までトラックの荷物処理ができないために、片側通行をすること延々5時間、交通の大混乱を起こしたのであります。この原因は事故車が鹿島町の新発行きの資材を積んでいたために、他から荷物を処理しようとしても原発職員以外の者には荷物処理をさせなかったためでありました。これがもし核燃料であったらどうなつたであらうでしょうか。

聞かるところによりますと、核燃料の輸送は海上輸送ではなくして陸上輸送だと聞いております。

*7 専門家の立場から放射線保護の勧告を行う民間の国際学術組織。

*8 ある種のガラスに放射線を照射したのち、紫外線を当てると発光する。この性質を利用した線量計のこと。

いつどこでどのような不慮の事故が起きないとは限りません。

このように万一の場合直接の被害を受けるのは地元であります。地元住民こそがこの協定に参加する権利をもっておくと私は考えます。

日本共産党島根県委員会は去る2月26日、知事に対する申し入れ書で細部にわたる要求を提出しておりますので本日は幾つかの点にしぼって知事に質問をいたします。

第1点は、安全協定の交渉は公開のもとで進められるべきものであると思います。原子力三原則の立場からいっても地域住民の要望にこたえる立場からいっても当然のことと思います。そして、いままでの交渉経過、内容、双方の見解を公表すべきであると思いますが知事のお考えはいかがでございましょうか。

第2点は交渉にあたって、今年度に締結するというせっかちではなくして、時間をかけ慎重に検討し中国電力ペースにならないことが大切だと思います。専門科学者や住民代表による公聴会の開催など科学者や住民の意見を十分反映して協定を結ぶことが大切であると思いますが、知事のお考えをただしておきたいと思えます。島根県当局には原子力発電に関する専門科学者がいない現状でありますからなおさらのこと、これは大切であると思うのであります。

第3点は安全協定を結ぶにあたっての基本問題について伺いたします。その1は協定の目的は、周辺の汚染防止、周辺環境の汚染防止、住民の安全、漁業被害防止のために協定を結ぶことを明確にすることが重点と思えます。特に最近問題になっておる温排水による沿岸漁業に対する影響は大きく明確にしておく必要があると思えます。

その2は立ち入り調査についてであります。

立ち入り調査は緊急時はもちろん、平常時でも甲が必要と認めたる場合は監視委員会及び甲が指名するものはいつでも立ち入り調査ができるようにすべきだと思います。その甲は島根県であり、

鹿島町であり、松江市であると思うのであります。

その3は監視委員会の設置であります。

県職員、科学者、住民代表によって構成される監視委員会を設け監視体制をつくる必要があります。

第4点は安全協定の締結なしには操業させてはならないと思いますが、知事は中電にこのことを申し入れる考えがございませうか、取りつけてあるかどうか伺っておきたいと思えます。

第5点は県が独自に昭和45年から基礎データの測定をしていますが、この測定結果を当然公表すべきであると思えますけれども、公表されますかどうかお尋ねしておきたいと思えます。

答弁（伊達知事）

それから島根原子力発電所の建設に関連いたしまして、ただいま安全協定について交渉いたしておるのでございませうが、この安全協定交渉は公開でやるべきじゃないか、というような御質問でございましたが、公開の原則とは、平和利用を担保するとともに、その成果が広く一般の人の利益に役立つことを目的といたしまして原子力基本法第3条に明示されております。中電との安全協定交渉は現在、続行中でございます。途中で明らかにすることは必ずしも交渉の円満な妥結に役立つものとは考えておりませう。しかしながら協定の内容についてはいずれ県議会の御承認をいただくことにいたしております。

それから交渉が中電ペースで交渉が進められておるのではないかと御懸念がございましたが、そういうことはございませう。協定交渉に当たりましては住民の安全性確保を背景にして主張すべきものは主張し、安全協定としての県の立場を貫いていく考えでございませう。

なお、安全協定の内容につきましては後ほど部長から答弁いたさせませう。

答弁（海老原厚生部長）

原子力発電所関係、私のほうから4点ほどお答え申し上げます。

まず第1に温排水に関することと思いますが、この件につきましては島根県のほうから提出をいたしておりますこの協定案の中でもって温排水等による周辺環境の保全のため関係法例を重視し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする、という形で表現をいたしております、これでもってカバーができるものというふうに着けております。

次は、立ち入り調査の件でございますが、昨日大谷議員の御質問に対しましてこの協定につきまして知事からその基本的な考え方についての答弁が行われたわけでございます。その中にもございますように住民の立場に立っての安全性確保をはかる、という趣旨でございます。その趣旨に基づいてこの件を取りきめていくというつもりであります。

次には監視委員会を設置したほうがいいのではないかとございまして。

監視委員会の設置ということは当面予定をいたしてございません。放射能測定技術会というものをつくりまして科学技術庁等とも連絡を密にいたしまして、この監視測定を実施をして地域住民の安全確保について万全を期したいというふうと考えております。

それから次は基礎データを発表すべきではないかということでございまして、これはただいままでの基礎データのみならず測定調査結果については原則として公表していくということでございまして。ただ昨日も竹下議員のほうからの御指摘がございましたように、こういうようなデータの発表につきましては十分注意をして行いたいというふうに着けております。

再質問（長谷川仁議員）

次に原子力発電所の問題であります。中国電

力のペースになっておることを私か心配をしておると、こういうふうにおっしゃいましたけれども、心配はいたしておりますが、私が発言いたしましたのは、どのような内容で交渉が進められておるかという問題が県民の前に明らかになっておりません。したがって中電ペースになってはいけないということを警告したのであります。いままで全国的に原子力発電所ができて協定が結ばれる過程の中では、どこでも技術者は電力会社のほうはアメリカのほうに技術者を送って勉強させておる。地方自治体のほうでは専門家がおらないといったような状態の中で、いつでも電力会社のペースに基づく協定が結ばれて来たといういままでの経過、そして前進したところでは住民に内容を明らかにし、住民の世論のもとに立って自治体が電力会社と交渉をして来た、と、こういうふうな具体的な例を私知っておるわけでありまして。こういう立場から電力会社との交渉については非常に放射能という危険な内容を含んでおり、住民の生命に関する内容がこの操業によって起こってくるわけでありまして、そういう慎重な住民にもわかってもらうようなこれが必要であろうかと思っております。原子力三原則の中の公開の原則は、原子力の法律に基づいて3条にあることは承知をいたしております。当然原子力発電所の操業に関しての協定を結ぶ場合に公開でやられるというのは、この法の趣旨から言いましても適用すべきであると私は考えるのであります。

それから次にもう1点は立ち入り調査の問題であります。昨日大谷議員のほうから質問がありまして、立ち入り調査の内容については項目に入っておると知事の答弁はいただいておりますし、私も承知をいたしております。私がきょう質問しております中心は、立ち入りの調査の項目があるかないかということを質問いたしておるわけではございません。島根県の職員とか一定の限定された人だけが入るといふような立ち入り調査の項目であるとするならば、これは電力会社のペースにはまっ

てしまったと言わなければならないと思います。特に先ほど発言の中で申し上げましたように原子力の関係で専門家が県におらない実情から言いましても、県知事が指名する人なれば立ち入り調査ができると、こういうふうな立ち入り調査の内容について住民参加という立場からの協定が結ばれるべきであると思っております。この点について答弁が住民の立場に立って協定をいま交渉中だというふうに御答弁がございましたけれども、公開という立場から言いましても明らかにしていただきたいというふうに思います。

答弁（伊達知事）

それから原子力発電所についての協定の公開の問題についての御質問でございましたが、これは交渉経緯や内容は協定案を議会に提出いたしましたその承認を求めるという点において私は県民に公開するという原則をとることになるものと考えておりますので、その点を御承知いただきたいと思っております。

それから立ち入り調査の問題でございますが、住民参加の意味をできる限り織り込みたいと思っておりますけれども、これは相手のあることでございますので、いま確定的な見通しを申し上げることはできないのであります。

再質問（長谷川仁議員）

時間を取って恐縮ですが、ただいま知事が御答弁いただきました中で中電の原子力発電所の安全協定についてであります。いまおっしゃることを聞きますと、立ち入り調査のだれが立ち入るかという点では、まだ公表ができないというお話のようでございます。私はなぜ公表ができないか、県が出しておる住民参加の安全協定について中電がのまないで困っておるといふような内容に受け取ったのであります。先ほどから私、知事に質問をいたしておりますように、他の原子力発電所が新設され協定が結ばれる時点で住民に公表し、住民

の世論のもとに交渉がなされたところでは協定が前進しております。この教訓に学ぶ必要があろうかと思っております。したがって先ほど申し上げますように原子力発電所の公開の原則は、そういう立場から言いましても公表をし、やっていく必要があると思っております。いま知事がおっしゃる内容は県当局と中電と話し合って結論が出たら議会にはかかる、それから住民に知らせる、こういう内容であります。県議会に経過を報告をし、

住民に報告をし、世論の中でこの交渉が進められることこそ住民参加の協定でありましょうし、住民の心配が解消される方向の大きな内容になってくると私は思いますので、この点について知事の御見解を再度承っておきたいと思っております。

答弁（伊達知事）

原子力発電所の問題でございしますが、私がいま住民参加の意味をできる限り織り込みたいと思うけれども、相手のあることでいま確定的な見通しを申し上げることができないと申し上げたのですが、何かこの私が住民参加の意味について織り込みたいという考え方でただいま折衝中でございます。それをももちろん、これは相手方とよく話し合いをした上でのごとでございますので、これはいま県のほうは何か困っておるといふようなお考え、お話でございましたけれども、そういう意味ではございません。いま相手とよく話しして、そして案をつくってこれを議会にはかりたい。もちろん議会においてただ報告するということではございません。これは議会において承認を求めるといふことでございしますので、私は県民を代表してですね、選ばれた議員の、この議会においてですね、はかる、議会にはかるといふことを私は民主主義のたてまえから言いまして県民の皆さんの同意を得たということになるものと私は考えております。

（「そのとおり」「賛成」という者あり）

昭和47年6月22日

質問（山崎健夫議員）

次に鹿島原子力発電所について質問いたします。去る6月10日付新聞は福井県浦底湾全域から、*9放射能コバルト60が検出されたと大きく報道し、予想外に汚染が広がっていることを伝えています。

私はこの中で明らかになったことは、今回の調査に当たられた川上京大教授を代表とする環境汚染と漁業研究グループが、将来への影響を考慮し厳重な監視が必要であること、また温排水利用による養殖漁業は慎重であることの2点を警告し、原子物理学の武谷前立教大教授も人体に害を与える確率が高まり、企業秘密優先の原子力発電には反対すると表明し、一方監督の立場にある科学技術庁原子炉規制課の逢坂課長補佐は、全く問題にならない程度であるとし、大神日本原子力発電常務は、発電所を建設する前に排水中に放射能は出ないという不十分なPRをしたがために、検出されるたびに騒がれると開き直った発言をしているのであります。実はこの発言は原子力発電側の共通した考え方を端的に示したものであり、きわめて重大な発言であります。つまり数年、数十年後に放射能毒が蓄積ないし濃縮されて危険をもたらすという人類にとって重大な事柄を、いとも安易に排水中に放射能が出るのはあたりまえである。建設まえにうそをついていたので、検出されるたびに騒がれ、迷惑であると言わんばかりの態度であります。平和と安全を願う住民の心を踏みにじる企業の卑劣な正義への挑戦であり断じて許すことができません。同時に中国電力はさらに悪質ではないか。つまり鹿島原発の原子炉設置が冷却水の取水確保に、虚偽の申請を行って許可を受けたという問題に対し、科学技術庁は申請事実の変更についての届出はされていないし、この程度であれば違反とはならないとし、中電側は偽りの申請ではないと高姿勢で突っばねている。天下の中国電力さんですから自信のほどはまことにけっこうですが、国産初の原子炉で全

く安全性の保障がないのに、このような大口をたたくのは、企業の住民を無視した傲慢以外の何ものでもありません。去る、今月初め鹿島町の御津漁協の一行22名が視察した関西電力美浜発電所の1号炉は、今月15日、一次水系の水が細管から二次水系に漏れるという原因不明の事故が発生し、運転をストップさせるという事件が発生しております。詳細についてはわかりませんが、しかし6月1日原子力委員会が発表した原子力の開発利用長期計画に対する新聞論説は、アメリカの実態と比較し安全についての審査と所要施策がきわめてあまく、立ちおけていると指摘し、さらに環境保全、安全技術、経済性等の難問はこれからであるのに、発電量を優先させているときびしく批判し、原子力委員会に対する国民の信頼は回復されていないと一斉に指摘しているのであります。

このように何らの安全保障のない原子力発電に対して、中国電力が一方的に高姿勢で企業優先を貫こうとしているのは、中電側と折衝された執行部には、はなはだ気の毒ですが、去る3月議会において論議したとおり安全協定を中電側は企業サイドの内容でかちとったから、もうこれでこっちのものと言わんばかりに、そろそろ本性を暴露し始めたと言わざるを得ないものであります。

松江高専の赤塚教授も指摘しているように、原発の燃料かすの処理方法と安全性について、ますます疑惑が深まりつつある現状において、どのような解明がされてきたのか。東海村の再処理工場の処理や、米国への輸送がほんとうに可能であるのか。今後原因不明の海水汚染に対して、あるいは原因不明の不漁に対して補償はしないのか。さらに発電所周辺住民の原因不明の病気が発生した場合、医療費や生活費の補償があるのか。不測の事態に備えて協定を補強すべきではないか。特に放射能の監視体制は、どうも中電の都合のよいようにできているとのことであります。先刻述べたように完全な監視体制とすべきであり

*9 放射性同位体で医療用、工業用のガンマ線源として利用される。

ますが、この点についてお伺いいたします。中電側の納得できない態度について県はどうか対応しようとしておられるのか、それぞれ明確にお答え願いたい。

答弁（伊達知事）

それから原子力発電所の問題、こまかいことは関係部長からお答えいたしますが、先般議会で御承認いただきました原子力発電所に関するこの安全協定、中電との間に取りかわしました安全協定につきましては住民の立場というものを十分考慮して、県としては協定を結んだつもりでございますが、しかし今後さらに改定の必要が生じますれば、私は改定するにやぶさかではないと、新しい事態に対処いたしまして、もしこれでは不備だということになりますれば、私は改定にやぶさかではないという考え方でございます。

答弁（中村厚生部次長）

原子力発電所の問題につきまして、こまかい点につきましてお答えいたします。

第1点の放射能の監視体制でございますが、現在中電側が原発サイド内に3カ所、サイド外に4カ所、県といたしましては衛生研究所にモニタリングポストを1カ所設けております。しかし、これらの記録はすべて両者でつくっております技術会に提案されまして、両者で正当に対等な立場で評価して住民に公表されますので、お説のような中電側に有利な監視体制であるということとは言えないと存じます。ただ、最近現地であります鹿島町のほうから町としてモニタリングポストを1カ所設けたい、県の協力を得たいという申し出がまっていることをつけ加えておきます。

第2点の不測の事態でございますが、この点につきましてはさきに御承認を得ました協定書の第13条にあらゆる場合を想定いたしまして、損害が住民に発生した場合には中電側に補償義務を負わしておるわけでございますけれども、なおこれ

で救済しえない事態が生じた場合は、先ほど知事が申しましたように、第14条の規定を適用いたしまして改定の議を起すことができるようになっております。

第3点、中電側の態度について御説明がございましたが、世界的にも原子力によるエネルギー革命が進行いたしているときに、この原子力発電所の安全性の確保という問題につきましては慎重の上にも、さらに謙虚な態度であらゆる意見を取り入れるべき義務があると存じます。それが先般締結した協定書の精神でございます。中電側の横暴などということは決してないと私たちは確信いたしております。

昭和47年9月28日

質問（福田真理夫議員）

まず第1は原子力発電所の燃料の輸送問題について伺いたいと思います。原子力発電所の問題はいま非常な関心を呼んでおります。当局側はあるいは政府は絶対安全だというふうに常に言われておる。しかしながら実際には各地で問題を起こし、何とうまい説明をされようとも現実には事故が起こっておる、水が汚染しておる。何ら問題が起こらない、そういうことであれば住民の反対運動はないであろうし、瀬戸内海等でも当然原子力発電所は設置されるものである。だから住民はいま実験段階にあるところの原子力発電所に対しては、非常な関心と不安を抱いております。おそらく人間の奥深いところの危険予知の、非常な本能的なものから発したものではないかと私はそういうふうに思います。

そこでこのたび来月の3日から西日本において初めて核燃料が運ばれることになった。鹿島町へ運ばれるわけでございます。私たちは当然協約の内容から事前連絡があつて、それも相当期間、十分な期間をおいて住民に輸送計画の内容を実態を知らして検討する期間を与えて、そうして住民納得の上で輸送が開始されるとそういうふう

思っておったわけでありまして。だがわずか輸送開始の10日前になってこの輸送計画が私たちにわかったわけなんです。そしてこういうわずか10日間の期間しかない、こういう状態で私たちもしろとであるし住民もしろとである。非常にむつかしい核燃料の輸送計画内容その他について十分検討する時間的余裕はないはずであります。それでなくても県民、特に関係住民は非常な心配をしておるから、これは県が会社と一体になって、あまり期間をおくと問題がややこしくなる、反対運動が燃え上がる。だから期間をおかず、抜き打ち的に輸送をしたほうがいいというふうに思って、こういう運びにされたもんじゃないのか。私は実際には必ずしもそうでないかもしれないと思いますが、どう考えてもあれだけの危険性なり不安を持っておる核燃料の輸送を、その事前連絡にしてはあまりにも期間が短か過ぎるとこういうふうに思うわけでありまして。県は住民の立場に立って住民の不安を解消するために、この輸送延期を要請する意思はないのかどうなのか。私はこの問題は、単なる純技術的な問題で事済むものだとは思いません。当然西日本初めての輸送ではあるし、政治的なこまかい神経の配慮が必要である。それが民主主義の政治の要諦ではないかと思えます。それについてどう考えられておるのか。

さらに安全対策といたしまして輸送計画の説明の中で輸送容器の安全性を強調して、本輸送器の構造は外部容器と内部容器——内部容器は鋼鉄製のようにありますが——二重構造となっており9メートルの高さから落下し衝撃を受けても、さらには30分間800度の高温に接してもそれに耐え得る設計であり、したがって万一衝突とか火災の事故にあっても、輸送容器が破損して燃料が外に出るようなことは絶対ないというふうに言っております。しかし現実に輸送コースをみますと京都から鹿島町の現地まで、その間には40メートル、50メートルの高いがけが幾つかある。9メートルの地点から落下して大丈夫というようなことで

は、とうてい安全性を確認することはできないわけでありまして。9メートルというのは私はこれは全く危険な高さではないか。そうした点県としては9メートルでもし事故が起こったら、9メートル以上4、50メートルの場所から落ちるような事故が、不測の事態が起こったらどうするのか。そうしたことは考えておられるのか。いまのような輸送計画の内容でいいのかどうなのか尋ねてみたいと思います。

また私はできるだけ安全な輸送方法としてはやはり陸送よりも、できるだけ海上輸送をすべきではないのか。京都から海上輸送で鹿島町の原子力発電所へ持って行くのが、最も安全な方法じゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、そういうふうに計画変更の要請をされる気はないのかどうか。さらに会社側が今回のように協約の事前連絡のほうを、事前連絡というのは1日前でもいいんだと、直前でもいいんだというような解釈でこういう非常に短時日の間に輸送を実施するという、こういうことがやられるならば、われわれとしては協約の内容を改正しなければならぬ。少なくとも1ヵ月程度の余裕があるべきではないかと、そういうふうに思うわけでありまして、どういふ見解をお尋ねしたいと思います。

答弁（伊達知事）

次に御質問の原子力発電所の問題でございますが、これは御意見のとおり、公表はできるだけ早くすべきものであるというふうに考えまして、県といたしましても中電にその計画の早期提出を指示してまいったのでございますけれども、科学技術庁における点検がおくれたこと、そして8月上旬、中電から提出されました計画を検討いたしました結果、事故時対策など不十分な点がありまして、これが対策を申し入れたこと、また輸送経路にある各府県——これは1府8県にまたがるものがございます。この交通事情の調整などに時間がかかったこと等の関係上、最終的な計画確定と同

時に公表したものでありまして、故意に発表をおく
らせたものではないことを申し上げたいと思います。

次は安全対策についてでございますが、国にお
きましても放射性物質車両運搬規則、これは運
輸省令でございますが、これに基づきまして、そ
の容器、包装、積載方法、積載限度等につつま
して厳重な安全性審査基準によりまする審査が
行われておりまして、すでに日本原子力発電の敦
賀発電所や東京電力の福島原子力発電所への燃
料集合体の輸送と全く同じやり方で輸送が行われ
ますので、安全性は保証されているものと考えて
おります。なお、輸送時におきましてはおおよそ
200メートル近い長い隊列となります関係から交
通事故などを誘発しないように、県警のパトカー
などによりまして事故防止に万全を期することと
いたしております。このたび運搬されます新燃料
は放射性物質であるウラン235を2パーセントない
し3パーセント含有するものでありまして、これが
運搬途中で放射能を異常に放出するものでは決し
てございません。したがって輸送計画を延期
させるようなことは考えておりません。

なお、中電と結びました協定の第5条によりま
して事前に連絡することになっておりますが、そ
の事前とは輸送計画に対しまして県、町の意見が
十分取り入れられて、また住民にその状態がわか
るような時間的余裕をもつというものでございまし
て、御質問の趣旨を尊重し、今後対処してまいり
たいと考えております。

全員協議会

昭和47年3月21日

○知事

原電運転開始に伴って地区住民の安全確保に
関する協定について中電と交渉を継続した結果、
意見の一致を見たので、こんにち議員各位の御
了承を賜わり、協定締結の運びとしたい。

○議長

つづいて水厚委員長から水厚委における本件
についての調査の経過並びに結果について報告
願いたい。

○桐木水商厚生委員長報告

島根県及び鹿島町と中国電力株式会社が島根
原子力発電所の周辺地域住民の安全確保等につ
いて協定を締結するものであり、法令上からは議
会の議決を要する事項ではないのでありますが、
地域住民に影響するところきわめて甚大であり、
本県として初めてのケースでもあるといった観点か
らただいま県当局から御説明のありました「島根
原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関す
る協定書(案)」については、かねてより水商厚生
委員会において、公害対策に関する調査の一環と
して調査を進めてまいりましたので、その状況を
御報告申し上げます。

そもそも本協定書は、経過について聴取すると
ともに、福井、静岡、福島、茨城の協定書等につ
いても事前に調査研究を行い、さらに鹿島町へま
いり現地調査を実施いたし、2日間にわたり協
定書(案)について逐条検討を行ってまいりまし
た。この過程において論議せられた諸点を要約い
たしますと、議会の了承を求められているもので
あります。すなわち中電の計画によれば八東郡鹿島
町に出力46万5000キロワットの原子力発電所を建
設し、昭和48年11月から営業運転の開始が予定
されており、これに対処するためのものであります。

本委員会といたしましては、交渉に当たる県の
基本的態度、交渉経過について聴取するととも
に、福井、静岡、福島、茨城の協定書等につ
いても事前に調査研究を行い、さらに鹿島町へま
いり現地調査を実施いたし、2日間にわたり協
定書(案)について逐条検討を行ってまいりました。こ
の過程において論議せられた諸点を要約いたしま
すと、まず第1点は測定結果の公表についてであ
りますが、第3条において「発電所周辺の環境放
射能および温排水等に関する測定結果について

は、技術会の作成した報告書に基づき、甲、乙協議のうえ公表するものとする。」と定められており、このうち「協議」とは甲、乙両者の意見が一致することだと解釈されているが、過去の公害の歴史にかんがみて、公表がおくれたり隠されたりすることが懸念されるので「協議」という字句は削除すべきであるという一部の意見と、測定結果の公表は、きわめて慎重でなければならないし、いたずらに民心に不安を呼び起こすようなことがあってはならないから、できるだけ甲、乙の意見が一致したうえで発表しなければならない。また、甲、乙の意見が一致しないときは専門機関等の意見を聞いて、甲、乙の意見の一致をみたうえで発表するものであるという県当局の説明を了承する意見と意見の一致をみなかったのであります。

次に第2点は、異常時における連絡であります。第7条第1号において「原子炉施設の故障（原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）があったとき。」とありますが、軽微なものとはなんぞやという基準が定まっていない現在、拡大解釈されるおそれもあるので、カッコ書きは削除すべきだという一部の意見があり、これに対して、軽微なものについての科学庁の基準が近く示される予定であり、かつまた小さなピン1つ落ちたというようなことまで連絡を求める必要はないという県当局の答弁を了承する意見と対立したのであります。

しかしながら、以上2点を除くその他の条項につきましては、安全確保、温排水に対する周辺環境の保護、立入調査の任意性、住民参加の監視体制の諸規定など、現在一番厳しいといわれておる福井県が関西電力と結んでいる協定をはるかに上回るものであり、県当局の努力を評価するものでありまして、了承してよろしいという全員の結論を得たのであります。

以上をもちまして報告といたします。

○議長

この際、執行部並びに水厚委員長の報告につ

いて質問があれば。

○山崎議員

2、3点尋ねたい。協定全般については慎重な配慮がされていて評価するが、しかし、こんにち的にみた場合、たとえば美浜の場合ずいぶん問題が生じている。鹿島原発は1号炉が46万5000キロで計画されておるが、パワーアップしたとき72万キロになる。この間の新聞を見ると副知事発言で2号炉は当然つくるものである、というふうに報道されておったが、そうすると100万キロ以上の施設ということになるわけだ。そこで外国の例から見ても、日本では2番目の100万キロ以上は美浜に次ぐものだが、それにしても世界ではかなり最大発電量の発電所である。したがってかかる大発電所の今後の安全には慎重を期さねばならぬので尋ねたいのは、協定が結ばれるに当たって2号炉についてはどうなっておるか。

第2の問題としては、第3条の協議が、科学者の意見が一致しておれば問題はないが、敦賀、東海村のアメリカあたりの場合でも科学者の意見が非常にまちまちだ。そういう意味から簡単に結論が出ない場合が多いじゃないか、その場合住民の安全は住民の立場で本当に発表されるのか、それとも意見の一致がない限りは結局は発表されないままになって住民の安全がおろそかにされないか。第3条の「協議」には疑問がある。さらに第7条についても先刻来報告があったように「軽微」の基準がない限り、しかも科学者の意見がきわめて一致しかねるようなこんにち的な状況下での第7条については問題ではないかと思う。

その点説明いただきたいが、同時に濃縮ウランが入るのが10～11月と伺っておる。先ほどの点からみても、国内の事故例についても科学者の意見がまちまちな現状下で一体島根県としてはかかる強大な原電を設置するに当たって、事故についての認識はどこら当たりにつすべきか、どういう事故についての検討の基準を設けられたか尋ねたい。

同時に廃棄物の危険対策について、第5条で

輸送計画並びに安全対策については事前に連絡することになっているが、私どもの調査範囲では残念ながら東海村、アメリカしか固形廃棄物の処理施設はない。鹿島原電では1日にドラム缶1本、年に360～400本。これに対しての対策がない。とするならこの点についての安全対策は本当に重要だと思うが、こうした点で特に今後の安全についての測定結果の公表については問題と思うので、この点お聞かせいただきたい。

10月～11月に濃縮ウランの搬入があるが、先ほど申し上げた点が十分調査されて、場合によっては議会、執行部なりが他地域にも十分調査をしてそして協定を結ばれてもいいではないか、言いかえると十分自信のある協定をぜひつくってほしい、その意味で緊急な提案であるし、論議にしても短期間で終わっているのではないかと懸念しておる。ちょっと急がれすぎなのではないかと思うが、どうか。

なお、周辺地域住民に松江市から協定当事者に入れてほしいとの要請があったようだが、私も当然松江市、島根町あたりは当事者に入れるべきだと思うがどうか。

○副知事

第1、1号炉のパワーアップ、2号炉増設についての私の発言だが、1号炉46万5000キロは現在の鹿島方式ではこれをパワーアップすることはできないような炉になっておる。しかしこの協定では念のためにパワーアップする場合には事前協議の対象になる、こういったように念には念を入れておる。

2号炉増設は、これは増設されるものだ、と私が発言したといったような御質問だが、私は決してこういった意味の発言はしておらぬ。これは水厚委で現地に行かれたときお聞きのとおり中電側では将来計画として2号炉を増設する計画があることは、これは公然の事実である。があくまでもそれは中電の計画であって、そのいい悪いを本県として言うべき段階ではない。

もちろん将来2号炉が具体化され、3～4年先によいよ着工の段階になれば当然事前了解の対象になって協議が行われる。その際県議会、関係地域住民の意向を十分参酌しながら対処していきたい。県としては、そうした通告を受けたわけでもない。向うの計画としてはあるということだ。

第3条、測定結果の公表で甲、乙協議の上——この点が委員会でも問題になったが、これは委員長報告のとおりだ。放射能については地域住民は大きな関心をよせており、発表については軽率な発表をせずに、どのような方法をとるか、決して測定単位をゆがめてやろうとかでなしに、十分検討の上で無用な不安感を与えない考え方の下に「協議」と挿入したもので、できるだけ慎重に発表を取り扱いたい。中電側サイドで協議するような考え方は毛頭ない。万一意見一致を見なかった場合には秘密会なりその他の学識経験者の意見を尊重して発表方法について協議し、この点は意見の一致を見なかったがこれこれである——こうした発表方法もあり得るわけで御了承いただきたい。

第7条、非常時における連絡、「軽微なものを除く」、委員長報告にもあったが、軽微の範囲については、軽微ということばは、原子炉の設置運転等に関する国の規則でも、第28条で使っておる。ただ軽微の度合などについては科学技術庁で検討中で、統一見解は少なくとも来年11月の運転時までにははっきりするので、この協議もこれに基づいてこの方式をとった。

ウラン搬入について、一応私どもとしては国の原子力委員会、科学技術庁の検討結果を一応よりどころとせざるを得ないではないか。反対意見を無視するわけではないが、現段階では、正式な機関による見解を第一戦的に取り上げたい考えなので了承を得たい。

急ぐ必要ないじゃないかの意見だが、本県としては大きな問題なので、協定案作成までには昨年来他府県の協定案を十分に検討し、参考資料も

とって昨年末よりしばしば中電と交渉を重ねた結果ようやく両者の意見一致をみたものだ。急いで結論に到達したものでないのでこの点も御了承を賜りたい。

契約当事者に松江市も入るということは、市から申し入れがあったのも事実だが、本県としては当初から関係地域住民の代表者は島根県だ、だから関係地域住民を代表して県と中電と協定を締結する原則でこんにちまで交渉して来た。但し、所在地町の鹿島町だけは特別に扱うのが妥当でないかとの考えで当事者にしたものだ。

締結に当っては知事が説明したように地域住民の代表として、地域住民の立場から締結したので御了承を得たい。

廃棄物の処理など技術的な問題は担当部長から。

○厚生部長

使用済み燃料は一定期間(半年位)現地建物の中のプールの中に入れて熱をさまし、以後構内岸壁から船で東海村の再処理工場へ運ぶ予定だと言っておるが、いまつくっておる工場の能力が1ヵ月200トンと言われており、あるいはその範囲内に入れることが難かしいかも知れぬ。その場合はアメリカへ持って行って再処理してもらうとの答えだ。

固形廃棄物の主なものはドラム缶に入れて一定期間構内に貯蔵し、たまって来た場合、法でもって海洋2000メートルの深さに投棄してよろしいとなっていたが、その点問題があるだろうとただいま国際的にも検討中だときいておる。結論が出れば、日本でも法や規則が改正されるし、それにしたがって処分されると思う。

○山崎議員

意見を申し上げて恐縮だが、鹿島原発は国産第1号になっておる。でずいぶん問題が出ることも考えていなければならぬと思う。

事故例についての認定では美浜では問題が出ておる。その点、協議が甲乙意見一致をして技術

会で独自の測定結果を発表するとか、すべてのチェックするのは技術会だと解釈するのが正しいと思うが、実際問題として技術会の構成は第8条(1)の職員が技術会に入り、あと中電側から入ることになっておるが、専門的には中電側が専門家が多いではないか、そうするとややもすると民心の不安は、出た結果によって直ちに影響が出る被害と蓄積されてはじめて被害となるケースが多いわけで、その意味ではたえずチェックしていかねばならぬじゃないか。測定結果については1日も早く機動性をもった技術会での論議がされて公表されねばならぬように思うが、協議の上、となれば拘束されないか。副知事答弁のように民心問題もあるからその点配慮して発表すれば別に「協議」がなくても運営の中で取扱いができるじゃないか。

「協議」についてはこだわるようだが、未知の世界のことなので科学者の認定について意見の一致しかねる現状なので再度お尋ねしたい。

また科学技術庁、原子力委で「軽微」と使用しているといったが、この点アメリカあたりではある程度の基準が出ておるようだ。そういうときに「軽微なものを除く」と表現せねばならなかった点どうも納得できないが。

○厚生部次長

「協議」の問題について、規程(案)第3条に、技術会は県の一般職の職員と中電の職員との構成になっておる。県職員8、中電6、の構成で技術会で中電側に押しまくられるという可能性はない。技術水準の差も、こと放射能に関する限り差がないのでその点心配はいらぬ。

なお、どうしても疑問点が残った場合には第2項で専門機関、つまり原子力委、科学技術庁、通産省等の意見をきき、さらに専門の学識経験者の意見もきくことができるようになっておるので十分な態勢が整えられておる。

協議については、協定書第3条を受けて測定結果というのは技術会規程の第2条にもあるように四半期ごとに毎年度の公表を義務づけておる

ので、その義務づけられた公表のしかたについて甲乙が事前に協議をする、という慎重な態度を期して。それは民心の安定を第一義に考えたからだ。

第2点の「軽微」については委員会でも説明したようにいま科学技術庁で検討中で、この発電所の操業開始までには結論が出ると思うが、それまでには両者の間で原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものとは、原子炉の運転にほとんど支障を来さない程度の故障——このように相互に理解しておるので御理解いただきたい。

○大屋議員

議事進行について。こんにち原子力の平和利用はわが国にとっても世界にとっても、特に島根県においても非常に大きな問題だ。この原子力の平和利用がうまく行ってこそ始めて進歩あり発展がある。将来自動車も自動車が皆この原子力によって動くのは当然だと私も考えている。

そこでただいま委員長報告もあったが、きわめて適切なものだったと思う。また副知事からも答弁があったが、全くそのとおりだと思う。ことにこの協定はどちらかの一方から不平がある場合には、これを申し出て協議することができるという条文になっておるので、私はこのまま賛成せられてしかるべきだと思う。

1つ例を挙げると、りっぱな医薬品を学者が研究する場合にも、必ずしも満場一致はない。あれだけの抗生物質でもやはり反対意見があるのだが、その結果において、大多数の意見をもって一応使ってみてこれによって効果をあげておるのが現状だ。学者の意見は必ずしもいつの場合でも一致することはむずかしいと思うので、原子力平和利用における島根県の第1号原子炉は中電のきわめて英断によってわれわれは将来島根県を大きく前進せしめるものと私はむしろ感謝の意をもって。この点でこの協定書は直ちに賛成をいただけると私は存じている。以上が私の所見だ。

○議長

大屋議員、動議ですか。

○大屋議員

動議だ。

○議長

ただいま大屋議員から本件について了承すると動議があったが、(異議なし)

大多数の方々が賛成なので、そういうことに本問題については了承することに決定する。

○長谷川議員

議事進行についてただいま大屋議員が発言されたのは動議でなくて皆さん賛成して下さいとの意見であった。

○議長

動議だということを皆さんにはかった。発言者にお尋ねしてそうして皆さんにはかった。

○長谷川議員

さっきの、あれは動議でない。

○議長

私が動議であるかどうかを……それだから……

○長谷川議員

意見はお述べになって結構だが、まだ質問があるようだからこの点はやはり、その上で。

○議長

ただいま大屋議員に動議であるか否か議長はたしかめた。動議だったので皆さんにおはかりした。

以上で安全協定案の御相談は終わった。

知事に対して了承する旨の回答をすることにしたので了承願いたい。

4. 島根原子力発電所周辺地域住民の 安全確保等に関する協定

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定については次の協定書（案）によった。

島根県および鹿島町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が鹿島町に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保等について次のとおり協定を締結した。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（案）

（関係法令の遵守等）

第1条 乙は発電所の建設および保守運営に当っては、発電所から放出される放射性物質による汚染の予防と安全確保および温排水・その他の排水（以下「温排水等」という。）に対する周辺環境の保護のため関係法令を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

（環境放射能等の測定）

第2条 甲および乙は、発電所周辺の環境放射能および温排水等に関する測定に当たっては別に定める「島根原子力発電所環境放射能等測定技術会」（以下「技術会」という。）で定める計画に基づいてそれぞれ実施する。

（測定結果の公表）

第3条 発電所周辺の環境放射能および温排水等に関する測定結果については、技術会の作成した報告書に報告書に基づき乙協議のうえ公表するものとする。

（計画に対する事前了解）

第4条 乙は、発電所の増設（既存設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について事前に甲の了解を得るものとする。

（燃料等の輸送計画に対する事前連絡）

第5条 乙は甲に対し、新燃料、使用済み燃料および放射性廃棄物の輸送計画ならびに安全対策について事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）

第6条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の運転状況（試験運転を含む。）
- (3) 環境放射能の測定結果
- (4) 温排水等の測定結果

(異常時における連絡)

第7条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1)原子炉施設の故障(原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。)があったとき。
- (2)核燃料物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (3)電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (4)従事者または非従事者の被爆が法令に定める許容被爆線量をこえたとき。
- (5)前号に定める基準以下の被爆であっても被爆者に対して特別の措置を行なったとき。
- (6)核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものが、管理区域外に漏洩し、一時的な管理区域の設定をしたとき。
- (7)発電所敷地外において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。(放射性汚染を伴わない単なる自動車事故等を含む。)
- (8)緊急事態を発令したとき。

(立入調査)

第8条 甲は、発電所周辺の環境放射能および温排水等に関し、異常が生じる等特に必要と認める場合は、次の各号に掲げる者でその指名するものを立入調査させることができるものとする。

- (1)地方公務員法(昭和25年法律第361号)第3条第2項に掲げる一般職の職員
- (2)地方公務員法第3条第3項第1号および第3号に掲げる特別職の職員

2、前項の立入調査を行う場合は、甲はあらかじめ乙に対して立入者の職、氏名、立入の日時および場所を通告するものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲は、立入調査の結果周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合には、乙に対して国を通じもしくは直接、適切な措置を講ずることをもと求めるものとする。

(公衆への広報)

第10条 乙が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第11条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1)第4条、第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡する。ただし、第6条第3号および第4号については、技術会の作成した報告書をもってこれにかえるものとする。
- (2)第7条および前条に掲げる事項については、すみやかに電話で連絡後、文書をもって連絡する。ただし、軽易な事項については、電話連絡のみとする。

(連絡責任者)

第12条 甲および乙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第13条 発電所の保守運営に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、乙は誠意をもって保障に当たるものとする。

(協定の改訂)

第14条 この協定に定める事項につき、改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからでも、その改訂を申し出ることができる。この場合において甲および乙は誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めた事項について、疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲および乙において記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

昭和47年3月 日

甲 島根県松江市殿町一番地

島根県知事 伊達慎一郎

島根県八束郡鹿島町佐陀本郷七〇一番地三

鹿島町長 安達忠三郎

乙 広島県広島市小町四番三三号

中国電力株式会社

取締役社長 山根寛作

協定の締結(昭和47年3月27日)

5. 島根原子力発電所用新燃料輸送計画

新燃料の輸送については、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書」

第5条の規定にもとづき、中国電力(株)山根寛作代表取締役社長から、伊達慎一郎島根県知事宛てに次のとおり連絡があった。

昭和47年 8月 7日

島根県知事

伊 達 慎一郎 殿

中国電力株式会社

取締役社長 山 根 寛 作

島根原子力発電所用新燃料の輸送について

昭和47年3月27日締結の「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書」第5条にもとづいて別紙のとおりご連絡いたします。 以 上

島根原子力発電所用新燃料輸送概要

1. 輸送計画

(1) 輸送時期

昭和47年10月～11月

(2) 輸送方法

燃料集合体404体を13回分けて輸送する。1回の輸送はトラック4台で編成し、燃料集合体32体（2体ずつ輸送容器に納め、輸送容器4箱を1台のトラックに積載する）を輸送する。ただし、最終回はトラック3台とし、燃料集合体20体を輸送する。

(3) 輸送経路

神奈川県横須賀市の日本ニュークリア・フュエルから国道16号線、東名・名神高速道路、国道9号線、島根県道恵曇港線を経て島根原子力発電所に至る。

(4) 納入業者

株式会社日立製作所（ただし、輸送実務は日立運輸東京モノレール株式会社が行なう。）

2. 安全対策

(1) 専用輸送容器の使用

科学技術庁の設計審査および検査に合格した燃料集合体輸送の専用輸送容器を用い、運輸省の放射性物質車両運搬規則にしたがって輸送する。輸送容器は木製の外部容器と鋼製の内部容器の2重構造となっており、衝撃、火災等に対しても破損して燃料が外へ出ることはない。

(2) 交通安全対策

トラック4台の前後に橙色警戒灯をつけた先導車、後続車を配し、6台編成として運行する。また出発前、運転手交代時等に必ず車両の点検を行なうとともに、運転手は原則として運転経験8年以上の者とし、途中十分な休憩を取らせて安全に留意する。

以 上

島根原子力発電所1号機用燃料集合体輸送計画説明書

昭和47年 7月

中国電力株式会社

概 要

この説明書は47年10月～11月に行なわれる予定の島根原子力発電所用新燃料の輸送に関するものである。

この新燃料は神奈川県横須賀市にある日本ニュークリア・フュエル株式会社（以下JNF）において製作されたもので輸送経路は、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県および島根県の1府8県にわたり距離は約890キロメートルである。

この輸送にあたっては、科学技術庁原子力局、運輸省自動車局、警察庁および各県警等の指示、指導にもとづき、輸送の安全性に充分留意することとしている。

1. 輸送計画

1. 1 輸送スケジュール

輸送回数	燃料集合体数	輸送容器数	トラック台数	到着予定日
第1回	32体	16箱	4台	47-10-4
2	〃	〃	〃	〃 〃 - ⑧
3	〃	〃	〃	〃 〃 - 12
4	〃	〃	〃	〃 〃 - 18
5	〃	〃	〃	〃 〃 - ⑳
6	〃	〃	〃	〃 〃 - 26
7	〃	〃	〃	〃 11-1
8	〃	〃	〃	〃 〃 - ⑤
9	〃	〃	〃	〃 〃 - 9
10	〃	〃	〃	〃 〃 - 15
11	〃	〃	〃	〃 〃 - ⑲
12	〃	〃	〃	〃 〃 - ㉓
13	20体	10箱	3台	〃 〃 - 29
計	404体	202箱	51台	

(注) 1. 到着時刻は午前6時半の予定であり、出発は到着日の前々日午後4時半の予定。

2. 〇印は休祭日。

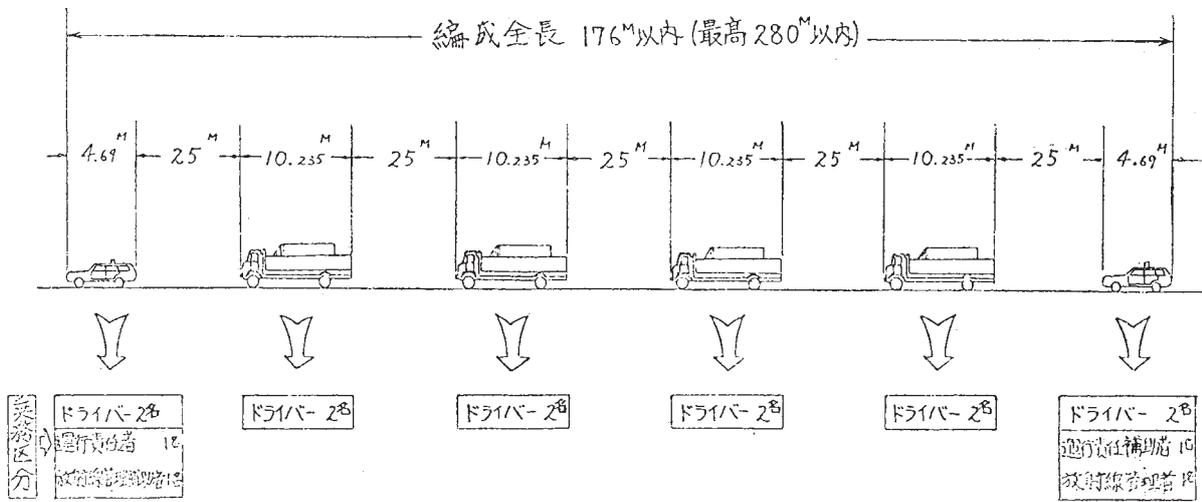
1. 2 輸送隊の編成

第1図のとおり

1. 3 トラックへの積載方法

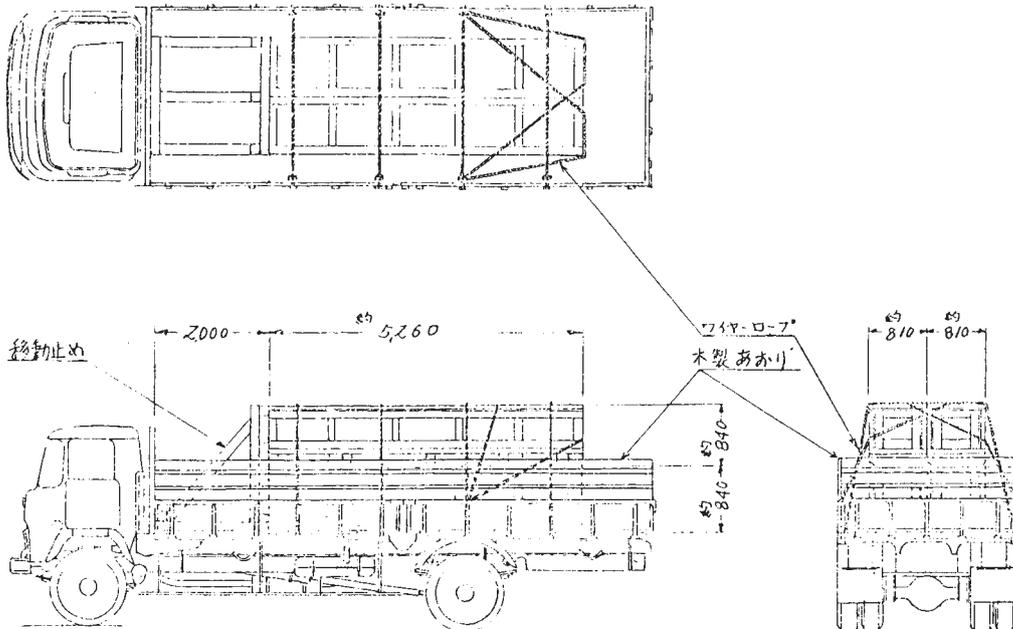
第2図のとおり

オ1図 運行体制図



但し運行中の各車両間距離は実情に即して増減するものとする。

オ2図 トラック積載状態図



1. 4 輸送経路及び距離

(1) 経路図



(2) 輸送距離

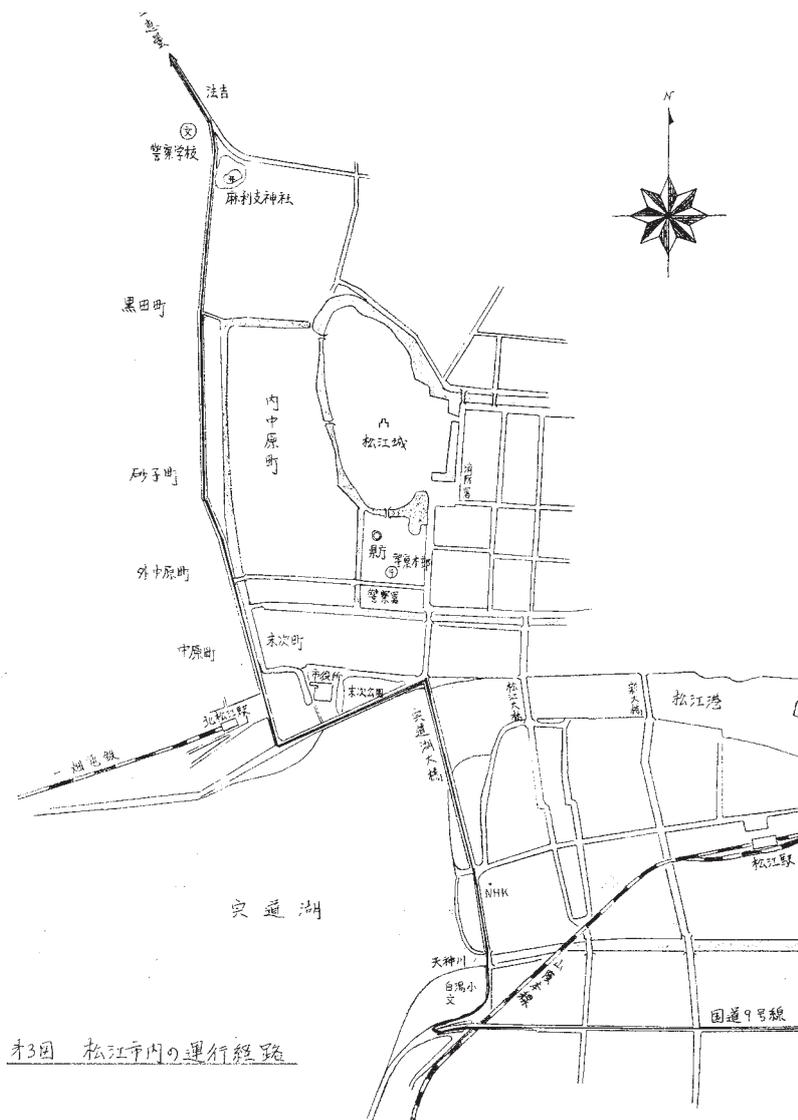
JNF工場よや島根原子力発電所迄約890km

1. 5 島根県内の経路

安来市	島田→安来市	和田→安来市	飯島→安来市	荒島→八束郡
	羽入→八束郡	揖屋→八束郡	出雲郷→松江市	津田→松江市
	森脇→松江市	新土手→松江市	雑賀町→松江市	宍道湖大橋→松江市
	末次公園→松江市	千鳥町→松江市	中原町→松江市	砂子町→松江市
	黒田町→八束郡	恵曇街道→現地		

1. 6 松江市内の経路

第3図のとおり



第3図 松江市内の運行経路

2. 安全対策

2.1 輸送容器

燃料集合体の輸送容器は、燃料集合体輸送専用設計製作されたもので、運輸省の基準はもとより、科学技術庁の設計審査、および検査に合格して十分な安全性を保障されたものである。

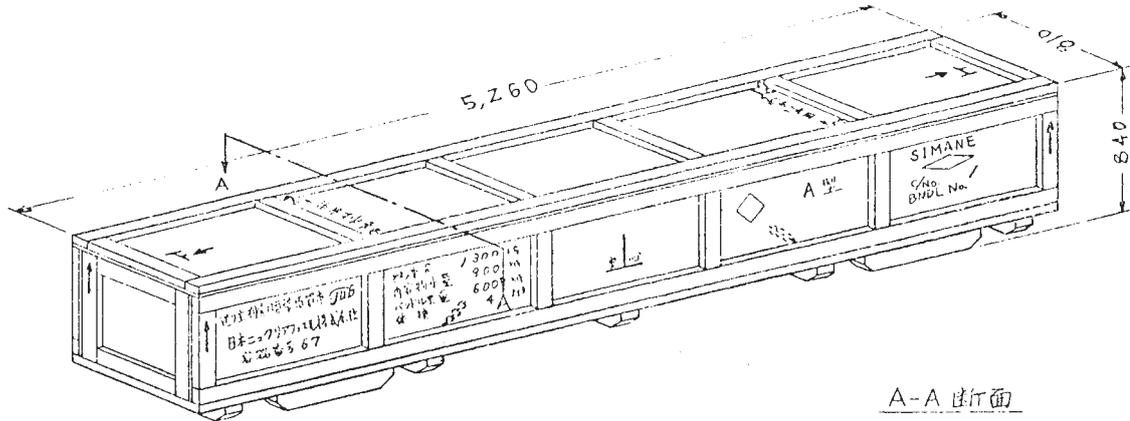
また、本輸送容器の設計は米国原子力委員会および米国運輸省の審査および検査に合格しており、さらに国際原子力機関 (IAEA) の核燃料物質輸送容器の審査基準に合格していることはいままでのない。

なお、本輸送容器は、日本原子力発電(株)敦賀発電所および東京電力(株)福島原子力発電所への燃料集合体の輸送に使用されたものと同じである。

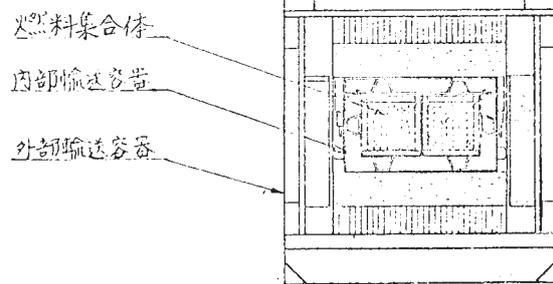
本輸送容器の構造は、第4図のとおりで、外部容器(木製)と内部容器(鋼製)の二重構造となっており、9メートルの高さからの落下衝撃や、30分間800℃の高温に耐え得るよう設計製作されている。

したがって、もし万一衝突とか火災の事故にあっても輸送容器が破損して燃料が外へ出るようなことはない。

材図 燃料集合体荷姿図



A-A 断面



- 1 外部輸送容器外形寸法
約 5,260 × 810 × 840 (mm)
- 2 総重量 約 1,300 kg
- 3 内外部輸送容器重量 約 700 kg

2. 2 交通安全対策

第1図に示したようにトラック4台の前後に橙色警戒灯をつけた先導車、後続車を配して6台編成として運行する。

また運転手は、経験8年以上のベテランとし、各車2名の交替運転を行なって途中十分休憩を取らせるようにする。

さらに車両の点検は、出発前および運転手交替時等に必ず行ない、安全を確認する。

2. 3 事故時対策

もし万一事故が発生した場合には誘導中の県警パトカーから警察署、消防署へ連絡してもらいとともにその指示にしたがって必要な善後処置を行なう。

また、輸送隊の運行責任者は日立製作所を通じて中国電力へ状況連絡を行ない、中国電力から島根県および鹿島町へ連絡する。

なお、必要ある場合には輸送隊に同行する放射線管理者が周囲に縄張り、標識等を設け、かつ見張人をつけることにより関係者以外近寄らないような処置を行なう。